

千葉市と敬愛短期大学との相互連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と敬愛短期大学を設置する学校法人千葉敬愛学園（以下「乙」という。）は、相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に人的資源等を活用して地域の子ども・子育て環境の向上に取り組み「こどもまんなか社会」の実現にも寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 保育人材の育成及び確保に関すること。
- (2) 保育の質の向上及び課題解決のための専門性活用に関すること。
- (3) 子育てを通じた地域交流に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（連携の推進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置し、適宜連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し入れを行わないときは、有効期間が満了する日の翌日からさらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じた事項については、甲及び乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月24日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長

乙 千葉市稲毛区穴川1丁目5番21号

学校法人千葉敬愛学園

理事長